

平成 27 年 9 月 14 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上島 寛弘

## 不適切な事務処理についての責任の所在に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

### 1 件名

不適切な事務処理についての責任の所在について

### 2 質問の要旨

1. 過去から負の遺産の如く不適切な事務処理など不正を行っていた場合、市長以外に責任はないのか。当該部署を所管する副市長、部長に責任は及ばないのか。
2. 同様に過去その事務を所管していた場合、元部長、元課長等の責任は無いのか。
3. 民間企業の感覚であれば長年組織ぐるみで不正をしていたとしても、それが発覚した場合末端の関与した職員から、その企業のトップまで責任をとり、処分を受けるが、鎌倉市に於いては市長はどう対応するのか。
4. プロパーの職員のみを登用し、外部の空気が一切入らないことで、市役所のレガシーが払拭されないのではないか。例えば、全く外部から来た副市長や部長がその事実を知った場合、過去からの踏襲だからという言い訳など通じず、その組織の膿を排除できるのでないか。
5. 自浄作用が無いのであれば思い切った改革が必要である。本件についての市長の見解を伺いたい。
6. 市長の再発防止策はあるのか。
7. 市長は、知らないだけで行われている不正は、あるのではないのか。  
無いと断言するか。

### 3 答弁を求める者

市長

### 4 答弁の期限

㊦ (平成 年 月 日まで) ・ 無

(理由：9月定例会最終本会議まで答弁頂きたい。)